

環境報告書審査基準(案)に対する意見の概要及び意見に対する対応の考え方

別紙

番号	項目	指摘箇所	意見	対応案
1	共通		<p>時期尚早である（第三者審査のニーズがあるのかどうか、合意がとれているのかどうか）。また、高い保証を付することについて十分な検討が必要である。</p> <p>さらに、審査に関係する全ての方々にとって理解容易な表現の検討が望まれる。</p> <p>併せて、国、審査機関、事業者の体制（責任と権限等）を明確にした上で、審査員や審査機関に対する事業者のクレームに対しての対応義務を審査基準に定めるべき。</p>	<p>本基準は自主的な環境報告書の審査の取組において幅広く参考とされるよう配慮したものであり、今後、更なる理論的研究及び実務の発展に伴い適宜見直しが行われることを期待するものがある。</p> <p>また、現状の環境報告書審査においては、財務会計監査と同様の保証水準を前提とするものではない。</p> <p>なお、第三者審査の必要性については、「環境に配慮した事業活動の促進方策の在り方について（意見具申）」（中央環境審議会）でも指摘されている。</p>
2			<p>現状の審査実務上、様々な対象範囲の環境報告書の審査が行われていることから、考え方や手続などが審査基準に従っているが対象範囲が狭い場合などは、その旨を明確にすることによって、「準拠」でなく何らか別の表現を用いて利用することも可能とする必要がある。</p> <p>また、一冊の環境報告書の中で、審査が必要な部分とそうでない部分、上述した両者を区別することがまず必要である。</p>	<p>「環境報告書作成基準」は、環境報告書が最低限満たすべき基本的枠組みを示すものであり、「準拠」とすることが適当である。その他の様々な取組は、注解2 - 2により追加的に審査対象とすることができるものである。</p>
3			<p>電子報告書の場合についても言及すべきである。</p>	<p>注解1 - 2において、「公表媒体を問わず」としている。</p>
4	1. 環境報告書審査の目的		<p>化学工業界では、レスポンシブル・ケア（RC）活動の一環として、環境以外も対象としているRC報告書の検証を行っている。このように既に環境以外の領域にも検証が進展している現状では、本審査基準は意味がない。</p>	<p>本基準に基づく審査の受けるか否かは事業者の判断によるものであり、他の検証を受けることを妨げるものではない。</p>

環境報告書審査基準(案)に対する意見の概要及び意見に対する対応の考え方

別紙

番号	項目	指摘箇所	意見	対応案
5			環境報告書審査の目的ではなく、審査基準の目的になっている。作成基準や審査基準よりも上位の制度が必要である。政策論からのトップダウン・アプローチをとる必要がある。	本基準は自主的な環境報告書の審査の取組において幅広く参考とされるよう配慮したものであり、すでに実施されている実務の参考に供するものである。今後、更なる理論的研究及び実務の発展に伴い適宜見直しを図られることを期待する。なお、全体に係る提言については、「環境に配慮した事業活動の促進方策の在り方について(意見具申)」(中央環境審議会)がとりまとめられている ( <a href="http://www.env.go.jp/council/toshin/t025-h1509.pdf">http://www.env.go.jp/council/toshin/t025-h1509.pdf</a> を参照)。
6			「審査」タイプの第三者レビューの整備と同時に、環境保全への取り組みそのものを評価する「評価・勧告」タイプも併せて整備すべきであり、これにより、環境報告書の普及による環境保全活動の推進という本来の目的を達成できる。	「評価・勧告タイプ」について、平成14年度に検討を行い、ガイドライン案を取りまとめた。今後、さらなる理論的研究及び実務の発展を期待するものである。
7			「一般に公正妥当と認められる基準もしくは一般に合理的と考えられる方法に基づいて正確に測定」に修正すべき。一般に公正妥当と認められる基準が存在しないもののほうが多いと考えられるため。	「一般に公正妥当と認められる基準」とは、現時点で「認められた基準」だけではなく、将来の「基準」を含んだ概念である。
8			「一般に公正妥当と認められる基準」についての注解が必要である。「一般に公正妥当と認められる環境報告書の作成基準」を指していると考えられるが、その「環境報告書の作成基準」の範囲を明確にすべき。	社会的に合意された、合理的な基準、指針、慣行等を要約したものと考えられるが、今後、さらなる理論的研究及び実務の発展を期待するものである。
9			実務では、環境情報自体の信頼性ではなく情報プロセスの有効性もしくは妥当性についての審査が一般的であり、基準案は、これと整合させるべき。注解1-2の記載からは情報プロセスが正確性を担保し得るか否かについて審査するとも読めるが、「10.実施すべき手続で実証手続」「15.環境報告書の結論」からすると、情報自体の正確性を審査する必要があると考えられているとされる。	審査リスクに応じて審査を実施する(リスクアプローチ)という考え方は、情報プロセスの有効性のみならず、情報の正確性についての結論を表明することを想定している。

環境報告書審査基準(案)に対する意見の概要及び意見に対する対応の考え方

別紙

番号	項目	指摘箇所	意見	対応案
10		注解 1 - 1	環境への影響が後に発見される場合を考慮して、「審査時点の判断において」という文言を最初に付加すべき。	「環境報告書審査に当たっては」に同趣旨が含まれており、13 「審査報告書」において、時点が明らかにされる。
11			内容が作成者の立場からの重要性判断基準となっているが、審査上の重要性とは審査人が容認可能な重要性の規準を定め、各審査人の判断において運用されるべきものである。 したがって、当該注解に記載すべきことは、「重要性の乏しい環境情報が記載されていない場合等にも妥当と判断すべき」ということでなく、審査人(審査機関)が、審査計画の策定、審査の実施、審査証拠の評価ならびに意見形成の各段階において、容認可能な重要性の判断基準を設け、審査人の専門的判断において適用しなければならない。	ご指摘の趣旨は、審査リスクに応じて審査を実施する(リスクアプローチ)という考え方そのものであり、「基本的考え方」において説明する。
12		注解 1 - 3	情報生成過程における正確性のみを対象としているように読めるが、報告基準「15. 審査報告書の結論」においては「環境情報が、環境報告書の作成基準に準拠して正確に測定、算出され」ていることについて結論を表明するとしており、両箇所において示されている正確性の内容が異なる。	一連の過程による正確性を対象にしており、その内容を注解 1 - 3 で明らかにしたものである。
13		注解 1 - 4	「環境報告書作成基準に準拠している」とされているが、作成基準において、具体的に「何を記載すべきか」ということが明確になっていないので、従来と同様、ばらつきがそのまま残る。従って、制度の実効性を確保するためには、環境情報自体の企業間での比較可能性を重視し、作成基準でより具体的な規定をするべきである。	作成基準において、現時点において想定される記載事項を明らかにしている。
14			環境報告書作成基準のみを適用するのではなく、受審企業の意向及び合意により多様な基準を認めるべき。	本基準では、一般に公正妥当と認められる基準に準拠することを想定している。作成基準は、環境報告書が最低限満たすべき基本的枠組みを定めようとするものである。

環境報告書審査基準(案)に対する意見の概要及び意見に対する対応の考え方

別紙

番号	項目	指摘箇所	意見	対応案
15		注解1 - 5	「法規制等における重大な違反」とあるが、重要な法律と重要でない法律という区別はできない。	法規制等の違反については、例えば産業廃棄物のマニフェスト伝票の記載漏れや掲示のミス等、軽微なものがあり、また、事業者の内部監査等において発見し、直ちに改善できる場合もある。このようなものも含めて全て開示をすることには無理があると考えられることから、ここでは、重要なものに限定することとするものであり、重要な法律と重要でない法律を区別する趣旨ではない。
16		注解1 - 6	「環境報告書全体と～与えるものである。」とあるが、財務諸表監査での合理的保証レベルである『監査』の概念であり、「正確性」と「網羅性」のみを表現するものとは相容れない。また、限界の要因がサンプリングだけではない。	ご指摘を踏まえて修正する。
17	2．環境報告書審査の対象	注解2 - 1	「ケ」を審査対象項目ではなく、追加的なものとするべき。対象とすると環境報告書すべてを精読する必要が生じ、審査コストの上昇を招くため。	一つの環境報告書の中で、一つの事実に対して、整合が取れていない場合は、利害関係者に誤解を与えることとなり好ましくない。
18	3．環境報告書審査機関		数値算出方法、プロセス等については、幅広い企業活動の経験が必要であるので、十分な実務経験の内容について、注解等で具体的に説明が必要である。環境報告書審査機関の説明が不足している。審査機関を認定（指定・許可）する場合、認定基準もあわせて議論すべき。	本基準は自主的な環境報告書の審査の取組において幅広く参考とされるよう配慮したものであり、今後、更なる理論的研究及び実務の発展に伴い適宜見直しが行われることを期待するものである。なお、環境報告書の審査を行う者については、個人のみならず、NPO、ISO審査登録機関、監査法人系団体等、様々な組織が想定される。
19	4．公正不偏性		一般基準4、報告基準16、と注解4 - 1、4 - 2、14 - 5の関連が不明である。財務諸表監査の場合には軽微な利害関係という概念があるが、注解14 - 5の「特定の利害関係」記載をした場合、結論は述べないことにすべき。	特定の利害関係が存在する場合には、審査を実施することは好ましくないと考えられるが、環境報告書の審査を行う者が自らの責任において、判断すべきであり、今後、さらなる理論的研究及び実務の発展を期待する。
20		注解4 - 2	審査業務以外で、依頼主・顧客関係がある場合（例：会計監査機関と依頼した事業者）も、特定の利害関係者に入るので追加すべき。	独立性を要求される保証業務は特定の利害関係取引に該当しないと考えられ、会計監査は対象外である。

環境報告書審査基準(案)に対する意見の概要及び意見に対する対応の考え方

別紙

番号	項目	指摘箇所	意見	対応案
21	5. 正当な注意義務		注解で具体的な内容の説明が必要。	本基準は自主的な環境報告書の審査の取組において幅広く参考とされるよう配慮したものであり、今後、更なる理論的研究及び実務の発展に伴い適宜見直しが行われることを期待するものである。
22	9. 審査計画		虚偽の発見には多大な労力がかかるので、発見という審査リスクに重点を置くよりは、報告書が社会に通用とするものとして妥当かどうか重点を置くべき。	環境報告書審査は、環境報告書の正確性及び作成基準による項目の網羅性を主たる対象としており、妥当性は対象としていない。また、過重な負担とならないように、審査リスクを考慮した審査手法としている。
23			将来を念頭におき、妥当性が審査できる業界の経験豊かな専門家が審査すべき。	社会的な妥当性は、あくまでも環境報告書の利害関係者が、それぞれに判断すべきものであると考える。
24			経営環境等に影響される固有リスクの概念も環境審査にあるはずであり、「固有リスクの要因」を例示すべき。	事業者の業種・業態、関連する法規制、環境報告書に記載する環境パフォーマンスのバウンダリー、各事業所または関係会社の環境マネジメントシステムの状況、個別の環境負荷に関する項目ごとの国内外の統一基準の有無または合理的な実務上の処理慣行の習熟度など多岐に渡るものであり、今後、更なる理論的研究及び実務の発展に伴い適宜見直しが行われることを期待するものである。
25			審査リスクと固有リスク、統制リスク、発見リスクの関係が不明確で、リスク評価に基づきどのように発見リスクを決定するのかの記載がない。	9 で記載しており、「基本的な考え方」において説明を追加する。
26			固有リスク及び統制リスクの評価に当たっては、環境情報システムの理解とともに環境マネジメントシステムの理解とその評価が必要なので、その旨を記載する必要がある。特にISO審査機関の審査結果は、その有効性と妥当性評価に当たって一定の判断資料となる可能性がある一方で、この結果のみをもって内部統制の評価に代えることはできない旨を明らかにすべき。	本基準は、ISO審査機関の審査結果を排除する趣旨のものではない。

環境報告書審査基準(案)に対する意見の概要及び意見に対する対応の考え方

別紙

番号	項目	指摘箇所	意見	対応案
27	10．実施すべき手続き	注解10-1	事実関係の記載が中心のものにどのようにサンプリングが適用されるのかが不明である。概念だけでなく、合理的な保証との関係を含め、十分に検討すべき。	2「環境報告書審査の対象」においては、「数値根拠または事実の有無を明確に確認できる定性的な記述情報」を対象にしている。なお、母集団から標本を抽出する手法は、数量情報以外にも適用可能である。
28		注解10-4	「エ）」については、「その他実施が望ましい手続」とする。当該審査の認知度に起因して実施が困難なケースが予想されるため。	実施不可能であれば、代替的な手段によって審査目的が達成されているかどうか、達成されていないとしたら、16における「審査範囲の制約」にあたるかどうかを検討していただくものと考ええる。
29	12．他の専門家による業務結果の利用		内容的に複数の専門家の関与が予測されるから、これは財務諸表監査における他の専門家の利用とは異なるものと考えられるが、この場合には、「他の専門家への依拠と審査報告書への記載」による責任分担というアプローチを検討すべき。	他の専門家の業務結果を利用するか否かは、環境報告書の審査を行う者の判断に委ねられる。
30	13．審査報告書		「作成の日付」とあるが、「実質的に審査が終了した日付」に修正。	環境報告書の審査を行う者が自らの責任において、審査が終了したと判断したときに審査報告書を作成するものである。
31	14．審査報告書の記載事項	注解14-2	有価証券報告書であっても経理の状況の一部が監査対象。あるいは、審査対象となっていない記載事項については、明示するという書き方をすべき。	本基準によった場合、環境報告書に審査の対象箇所が明記される予定。
32			「審査の結論」という表現は、「意見」や「所見」が適当。	現行実務を踏まえたものであり、現状の表現で妥当と考える。
33		注解14-3	経営者確認書の規定がない。	現行実務を踏まえたものであり、今後、さらなる理論的研究及び実務の発展を期待する。
34	15．審査報告書の結論		読み手の誤解を防止するため「すべての内容が正しいことを保証するものではない」ことを明記すべき。	すべての内容が正しいことを保証するものではないことは、注解1-6「環境報告書審査の限界」の趣旨のとおり。その旨を審査報告書に記載することを妨げるものではない。

環境報告書審査基準(案)に対する意見の概要及び意見に対する対応の考え方

別紙

番号	項目	指摘箇所	意見	対応案
35			除外事項がある場合の取扱が明確になっていないため、環境報告書審査上も、監査上の「限定」と「不適正」の区別をするべきである。当該事項を除き環境情報に正確性、網羅性が認められる場合は、当該事項の内容とその旨を記載すべきである。	審査の対象は、限定することが可能な構造となっており、その上で、さらに「限定」した結論を表明することは専門家でない一般の利害関係者の混乱を招くおそれがあるため、本基準では設けないこととする。
36	16. 結果表明の差し控え		「～できない場合には、環境報告書審査機関は結論を表明してはならない。」とあるが、この場合は審査業務を行うことができず、審査報告書を作成せずに辞任すべきである。	環境報告書の審査を行う者が自らの責任において、判断すべきであるが、今後、さらなる理論的研究及び実務の発展を期待する。
37			「～理由を記載した審査報告書を事業者の代表者に提出しなければならない」とあるが、この場合でも、審査報告書を提出させるとしているのは、独立性がなくとも業務が行えることになり、一般基準「4. 公正不偏性」と齟齬をきたすことになるので結論表明の差控えの場合と独立性欠如により審査を行うことができない場合とを明確に区別して示すべき。	同上。